

富士河口湖町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申込資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理にかかる収支計画書
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款、寄付行為等その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (5) 人でない団体であっては、役員等の氏名及び住所を記載した書類
- (6) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他町長等が別に定める書類

2 町長等は、前項の規定による申請に関し、次に掲げる事項を明示し、あらかじめ公告するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申込資格
- (3) 申込受付期間
- (4) 選定の基準
- (5) 管理の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (8) その他町長等が指定する事項

(選定方法及び選定基準)

第3条 町長等は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること、又は確保できる見込みがあること。

- (4) 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されているものであること。
- (5) 法令（条例を含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして町長等が別に定める基準を満たすものであること。

（候補者の選定の特例）

第4条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 第2条第1項の規定による申請がなかったとき、又は前条の規定による選定の結果候補者となるべきものがなかったとき。
- (2) 候補者を指定管理者として指定ができなくなり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき
- (3) 指定管理者が第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、第7条第1項の規定による協定を締結しないとき。
- (5) 当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募することが適さないと認められるとき。
- (6) 施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、本町が出資している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定による候補者の選定に当たっては、選定を行おうとする団体と協議し、第2条第1項各号に掲げる書類の提出を求め、前条各号に照らして総合的に判断するものとする。

（選定結果の通知）

第5条 町長等は第3条又は第4条の規定による選定を行ったときには、速やかにその結果を候補者に通知するものとする。

（指定管理者の指定及び告示）

第6条 町長等は第3条又は第4条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときはその旨を告示しなければならない。第10条第1項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（協定の締結）

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項

- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第 9 条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 町長等は指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第 11 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 12 条 指定管理者は、故意または過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を町に

賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（変更の届出）

第 13 条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を町長等に届け出なければならない。

- （1） 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- （2） 定款等
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長等が別に定める事項

（個人情報の取扱い）

第 14 条 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、富士河口湖町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 22 号）第 51 条の 2 に規定する協定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。